

地域未来投資促進法を活用した 産業用地の確保について

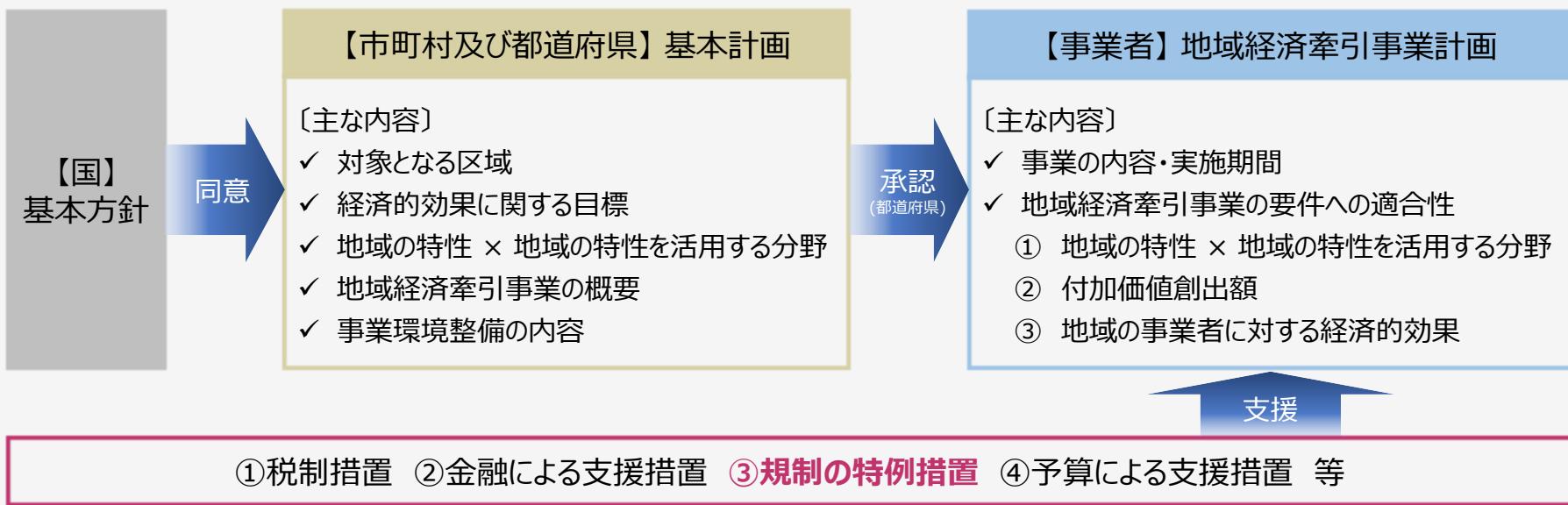
福山市経済環境局 経済部 経済総務課

地域未来投資促進法について

「地域未来投資促進法」は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律です。

市町村・都道府県が作成した「基本計画」に基づき事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を、都道府県知事が承認します。

承認された計画に従って事業を実施する場合、様々な支援措置が受けることができます。



地域未来投資促進法を活用した民間開発制度の特徴

特徴1 ➤ 市街化調整区域内で開発が可能

- (通常) 計画的な市街化を図るため、市街化調整区域では開発を抑制
- ⇒ (特例) 地域未来投資促進法の手続きを経ることで、一定の条件を満たせば、特例措置として
市街化調整区域内で開発が可能

特徴2 ➤ 農地転用が可能

- (通常) 農用地区域や第一種農地は原則転用不可
- ⇒ (特例) 地域経済牽引事業に該当する施設の用地を整備する場合、地域未来投資促進法の
手続きを経ることで、一定の条件を満たせば、特例措置として農地転用が可能

民間開発事業の条件（対象業種等）

■第2期広島県基本計画に定められた地域経済牽引事業の承認要件

要件1 ➤ 地域の特性を活用すること（1～4のいずれかに該当）

1. 自動車、一般機械、鉄鋼・金属製品・電気製品、半導体及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
2. 自動車関連産業等の技術など本県の強みを活用した健康・医療関連産業における成長ものづくり分野
3. 環境関連技術やカーボンリサイクル技術を活用した環境・エネルギー（環境ビジネス）分野
4. 自動車関連産業等の製造業の技術を起点とした産学官連携の取り組みを活用したデジタル分野

要件2 ➤ 高い付加価値を創出すること

付加価値増加分：6,985万円超

要件3 ➤ 1～3のいずれかの経済的効果が見込まれること

1. 売上：11%以上増加
2. 雇用者数：5%以上増加
3. 賃金：5%以上増加

※要件2、3については、地域経済牽引事業の計画期間が5年間の場合です。それより短い場合は、その事業期間で算分した値となります。

民間開発事業の条件（立地場所）

■福山市産業振興アクションプランで定める産業集積エリア

要件4 産業集積エリア内の、高速道路ICや幹線道路に近接した区域で実施すること

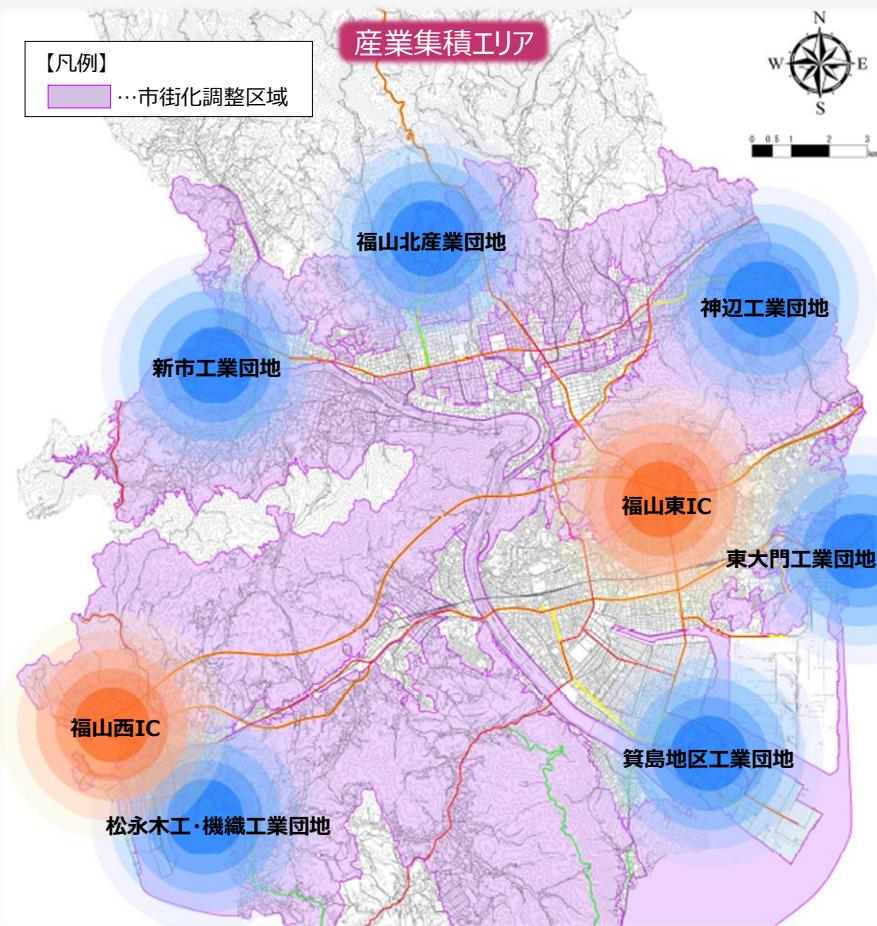
産業集積エリア：概ね半径2km圏内

1. 本市の経済を支える製造業が集積する地域

…市内の既存産業・工業団地周辺
(福山北産業団地、新市工業団地、
神辺工業団地、東大門工業団地、
松永木工・機織工業団地、
箕島地区工業団地)

2. 交通の利便性が高く生産性の向上が見込まれる地域

…市内の主要な高速道路IC周辺
(福山東IC、福山西IC)



手続きの流れ

開発は、民間事業者が主体となって実施します。

市は、必要書類の作成や、国・県との協議・調整等、民間事業者の伴走支援を行います。



民間開発事業に対する助成制度

■福山市企業立地奨励金制度

対象事業

1 対象事業

自己が使用する工場又は流通施設を新設する場合

2 助成条件

- 投下固定資産総額 5,000万円以上
- 土地の取得 新たに5,000m²以上の民有地を取得
- 公害防止対策 本市と事前協議し実施

助成内容

助成対象	助成率	限度額
既存建物撤去費用、 インフラ整備費用等	対象事業費の2/3	2億円
固定資産税	※操業日以後、新たに課税された年度から 1年目100% 2年目 75% 3年目 50%	各年度 1億円
資産割事業者税	※操業日以後、最初の申告納付期限の属する年度の翌年度から 1年目100% 2年目 75% 3年目 50%	各年度 600万円

制度活用についてもっと知りたい、相談したい場合

福山市経済総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 ➤ 福山市経済環境局 経済部 経済総務課

- 電話番号 084-928-1124
- Eメール keizai-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

本市ホームページに情報掲載しております。

右のQRコードを読み取り
アクセスしてください。

福山市企業立地

検索

